

本ファイルでは、当社が発行した国内公募劣後債について記載しております。対象となる国内公募劣後債は、掲載順に以下のとおりです。

- ・ 第六回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第七回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第八回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第九回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第十回無担保社債（劣後特約付）
- ・ 第十一回無担保社債（劣後特約付）

これらのうち、第十回債・第十一回債は主として個人投資家の皆さま向けに発行したものです。それ以外の回号のものは、主として機関投資家の皆さま向けに発行したものです。

なお、当社発行の全ての劣後債には、本ファイル末尾の『社債要項抜粋』と同義の特約が社債要項に定められておりますので、あわせてご参照下さい。

以下に掲載する各明細の項目番号8「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」の数値は、平成24年3月30日公布金融庁告示第28号（「銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件」）の附則第3条に定める経過措置による算入制限を反映しておりません。同経過措置については、ウェブページに別添の『「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記』をご参照下さい。

第六回無担保社債（劣後特約付）

| | | |
|----|---|--------------------------------|
| 1 | 発行者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP389880AA32 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | (不算入) |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 第六回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 300億円 |
| | 単体自己資本比率 | 300億円 |
| 9 | 額面総額 | 発行総額：300億円 1券面当たりの発行価額：1億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 2010年3月2日 |
| 12 | 償還期限の有無 | 有 |
| 13 | その日付 | 2020年3月2日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | 無 |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 1.90% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | 無 |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | — |

(次ページへ続く)

| | | |
|----|--|--|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | 無 |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | 無 |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | 有 |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |
| 38 | その他の特約等 | 「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。 |

第七回無担保社債（劣後特約付）

| | | |
|----|---|--------------------------------|
| 1 | 発行者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP389880AA65 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | (不算入) |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 第七回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 300億円 |
| | 単体自己資本比率 | 300億円 |
| 9 | 額面総額 | 発行総額：300億円 1券面当たりの発行価額：1億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 2010年6月8日 |
| 12 | 償還期限の有無 | 有 |
| 13 | その日付 | 2020年6月8日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | 無 |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 1.59% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | 無 |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | — |

(次ページへ続く)

| | | |
|----|--|--|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | 無 |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | 無 |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | 有 |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |
| 38 | その他の特約等 | 「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。 |

第八回無担保社債（劣後特約付）

| | | |
|----|---|-----------------------------------|
| 1 | 発行者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN : JP389880AAA0 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | (不算入) |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 第八回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 200億円 |
| | 単体自己資本比率 | 200億円 |
| 9 | 額面総額 | 発行総額 : 200億円 1券面当たりの発行価額 : 1億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 2010年10月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | 有 |
| 13 | その日付 | 2025年10月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | 無 |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 1.92% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | 無 |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | — |

(次ページへ続く)

| | | |
|----|--|--|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | 無 |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | 無 |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | 有 |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |
| 38 | その他の特約等 | 「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。 |

第九回無担保社債（劣後特約付）

| | | |
|----|---|-----------------------------------|
| 1 | 発行者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN : JP389880AB49 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | (不算入) |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 第九回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 300億円 |
| | 単体自己資本比率 | 300億円 |
| 9 | 額面総額 | 発行総額 : 300億円 1券面当たりの発行価額 : 1億円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 2011年4月28日 |
| 12 | 償還期限の有無 | 有 |
| 13 | その日付 | 2021年4月28日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | 無 |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 1.68% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | 無 |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | — |

(次ページへ続く)

| | | |
|----|--|--|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | 無 |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | 無 |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | 有 |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |
| 38 | その他の特約等 | 「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。 |

第十回無担保社債（劣後特約付）

| | | |
|----|---|---------------------------------|
| 1 | 発行者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP389880ABB6 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | (不算入) |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 第十回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 400億円 |
| | 単体自己資本比率 | 400億円 |
| 9 | 額面総額 | 発行総額：400億円 1券面当たりの発行価額：100万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 2011年11月11日 |
| 12 | 償還期限の有無 | 有 |
| 13 | その日付 | 2021年11月11日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | 無 |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 1.52% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | 無 |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | — |

(次ページへ続く)

| | | |
|----|--|--|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | 無 |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | 無 |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | 有 |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |
| 38 | その他の特約等 | 「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。 |

第十一回無担保社債（劣後特約付）

| | | |
|----|---|---------------------------------|
| 1 | 発行者 | 三菱UFJ信託銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：JP389880BC62 |
| 3 | 準拠法 | 日本法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier2 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | (不算入) |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ 三菱UFJ信託銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 第十一回無担保社債 (劣後特約付) |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 800億円 |
| | 単体自己資本比率 | 800億円 |
| 9 | 額面総額 | 発行総額：800億円 1券面当たりの発行価額：100万円 |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 2012年6月27日 |
| 12 | 償還期限の有無 | 有 |
| 13 | その日付 | 2022年6月27日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | 無 |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | — |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | 固定 |
| 18 | 配当率又は利率 | 1.36% |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | 無 |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | — |

(次ページへ続く)

| | | |
|----|--|--|
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | 無 |
| 24 | 転換が生じる場合 | — |
| 25 | 転換の範囲 | — |
| 26 | 転換の比率 | — |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | — |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | — |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | — |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | 無 |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | — |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | — |
| 33 | 元本回復特約の有無 | — |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | 有 |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | 実質破綻認定時損失吸収条項 |
| 38 | その他の特約等 | 「劣後特約」、「保証および担保の有無」、「財務上の特約」及び「期限の利益喪失に関する特約」： 本ファイル末尾の『社債要項抜粋』をご参照下さい。 |

『社債要項抜粋』

○ 担保および保証の有無

本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

○ 財務上の特約

本社債には、財務上の特約は付されていない。

○ 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第 739 条に定める決議を行うことができない。

○ 劣後特約

(1) 破産の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第 1 号ないし第 4 号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第 3 号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第 1 号ないし第 4 号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

(2) 会社更生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第 1 号ないし第 4 号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第 3 号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第 1 号ないし第 4 号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 民事再生の場合

本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当社について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第 1 号ないし第 4 号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第 3 号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第 1 号ないし第 4 号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除くすべての債権が、その確定した債

権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) 日本法以外による倒産手続の場合

当社について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本項第1号ないし第3号に準じて行われる場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第1号ないし第3号に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(6) 上位債権者

本項において上位債権者とは、当社に対し、本社債および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権（ただし、本項第3号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。）または本項第1号ないし第4号に実質的に劣後する条件を付された債権（当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。）を除く債権を有するすべての者をいう。

(7) 本要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号ないし第4号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(8) 相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号ないし第4号に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(9) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債にもとづく元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。